

令和2年度定期監査等の結果に対する措置状況（未措置であるもの）

指摘事項又は意見・要望事項

No. 2 定期監査

○消防本部

(4) 財産管理に関する事務

[検討を要するもの]

① 防火水槽の設置において、官公庁以外の相手方から無償で借り上げている土地に関して、所有者との間で取り交わした書類は、防火水槽が存続する限り借上げが継続する内容となっているが、その後の所有者の状況確認を行っていないことから、紛争を未然に防ぐためにも、定期的に状況を確認するなど、必要な措置を講ずるよう検討されたい。